

# 最低賃金 1,000 円以上 全国一律制度を目指して



2014.8.21 発行

東京都文京区湯島 2-4-4  
全労連TEL 03-5842-5611

## ☆地方最賃審議会の答申状況 42地方の答申を確認

42 地方(約 9 割)が答申済み。目安に上積みができたのは 20 地方。答申済み地方の 48%。最高は 888 円、最低は 677 円。211 円・31%の格差。800 円台は 5 地方、700 円台 24 地方、600 円台 13 地方。

## ☆宮城+14円 710円(目安どおり)

19 日、宮城地方最低賃金審議会(会長・金崎芳輔東北大学大学院教授)は、最低賃金を現行の 696 円から 14 円引き上げ、710 円とするよう宮城労働局長に答申した。最低賃金が 700 円台になるのは初めて。現行の最低賃金と比較した引き上げ率は 2.01%。引き上げ幅は昨年(1.61%(11 円))より 0.4 ポイント上積みされた。

答申の中では、宮城県最低賃金(時間額 685 円)を平成 24 年度の生活保護水準と比較したところ 12 円下回り、かつ、平成 25 年度の宮城県最低賃金の改正(時間額 696 円)による引上額 11 円を加えても 1 円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。なお、地域の実情を踏まえて、中小企業、小規模企業に対して被災地復興支援と生産性向上の支援に引き続き取り組むことを強く要望している。

## ☆山形+15円 680円(目安+2円)

20 日、山形地方最低賃金審議会は県の最低賃金を 15 円アップし時給 680 円とするよう山形労働局長に答申した。目安に 2 円上積みした。採決も公開とされ、全会一致(賛成 12 名 反対 0 名 欠席 2 名)。使用者側代表から発言があり、「意見陳述した方からの意見でもあったように、アベノミクスは山形県内で実感できる状況にはいたっていない。消費税増税や電力料金、諸物価の高騰などで中小零細企業は大変苦しんでいる。したがって、もろ手をあげての賛成ではないが、労働者側が主張するように、人材難の解消や経済の好循環をもたらす政策の推進を国に要望すること、労使関係にも配慮をしなければならない、そして、苦しい中でもがんばる企業経営者の姿勢を見せるべき、と考え賛成する」とのこと。

全会一致の採決の後、労側、使側とも終始にこやかで、会議終了後は、いつも要請に行っている商工会議所の専務が傍聴席にいる私たちに近づき、にこやかに話しかけてきた。

2 円の上積みは、今年度の地賃の上げ幅でいえば上位に属する。とくに、昨今の人材不足が大きく影響していると思う。山形県労連の運動の反映でもあるが、連合も 3 万筆の署名を集めており、これも一定のインパクトがあった。異議申出の締切は 9 月 4 日。

## ☆栃木 15円 733円(目安どおり)

20 日、栃木県労連は、時間給 733 円とすることには不服であるとして異議申出を行った。そして、再審議を行い、当地域の最低賃金を時間額 1,000 円以上に引き上げること、最低賃金の表示については、労働基準法との整合性や社会生活を鑑みて日額、月額を表示を復活させること、その際には、日額 8,000 円、月額 17 万円以上とすることなどを求めた。

## ☆神奈川+19円 887円（目安どおり）

19日、神奈川労連は水野神奈川労働局長に対し、異議を申し出た。再試問により、1000円以上とすること、最低賃金と生活保護との比較の計算を正した上での乖離解消を求めている。

## ☆新潟+14円 715円（目安どおり）

20日、新潟地方最低賃金審議会が示した最低賃金を715円とする答申に対し、異議を申し立てた。答申は現在から14円引き上げて715円とするよう求める内容で、8日に新潟労働局長に示された。県労連は「物価も高くなっており、少なくとも時給千円以上は必要だ」と主張した。

## ☆京都

8月18日の最賃審議会は、京都府最賃改正審議の中間報告、産別最賃の改訂手続き・諮問が行われた。中間報告では、専門部会が2回開催されたが、具体の合意にならず。労側は、非正規労働者が4割を超え、消費税増税の影響もあり、暮らせるかいのちにも関わる状況、あわせて中小支援が不可欠と主張（京都総評意見陳述に沿った内容）。

使側は、最賃改善の必要性はわかっているが、円安・原材料高、消費税などで経営状況は厳しく、支払い能力が大変。状況を斟酌して全会一致の結果をだしたいと対応。18日の専門部会でも金額で歩み寄れず、21日の専門部会で再度審議。次回本審（25日午後3:00～）で「改正決定」が議題になっている。

## ☆和歌山+14円 715円（目安どおり）

20日、和歌山労働局長の諮問機関「和歌山地方最低賃金審議会」（椎木和光会長）は、和歌山県の最低賃金を前の年より14円引上げ、時間額715円とするよう和歌山労働局長に答申した。引上げ幅は、中賃審議会の目安と同じ。和歌山放送では、「改正されれば、この2年間で、最低賃金が25円あがることになる」と報道した。異議申出による最審議がなければ、最短で10月17日に最低賃金が改正される見通し。

## ☆島根+15円 679円（目安+2円）

20日、しまね労連は異議申出を実施した。改めて時間額1,000円以上とするよう求めるとともに、最低賃金の表示については、労働基準法との整合性や社会生活を鑑みて、日額、月額を表示を復活させること、その際には、日額7,500円以上、月額16万円以上とするよう求めた。

## ☆広島+17円 750円（目安+2円）

答申の時間額750円は、実質的に生活保護との乖離すら解消しておらず、ワーキングプア解消、「格差と貧困」是正の社会的要請からみてあまりにも低額。広島県労連は、20日、異議を申し出た。

## ☆愛媛+14円 680円（目安+1）

8月18日、愛媛地方最低賃金審議会が680円（目安13円に対しプラス1円の14円）の答申があった。愛媛労連青年部は、愛媛県最低賃金の改正決定には到底納得はできず、今回の改定額をもってしても、生活できるにたる最低賃金には及ばないことに対して意見陳述の内容に沿って理由を述べ、異議を申し立てる記者会見を行った。

使用者側、金額提示は第3回で「目安どおり」。2回目に金額提示をしなかったのは「中賃目安の根拠がわからない」ため。

労働者側、1回目の金額提示は、「2020年までに今の666円を800円へ」の考えのもと+17円。2回目の提示では、「666円を2年で700円めざす」（現実路線的に）で15円（目安+2円）。

ここまでの3日目（8月5日）までの審議における金額要求。

## ☆高知 最賃引上げ緊急集会を提起

審議は大詰めを迎えている。全国最低を抜け出す絶好のチャンス。現行の全国最低（664円）の9県のうち、既に6県で答申が出されている。うち、中央最低賃金審議会の「引き上げ目安（13円）」プラスアルファの答申を出し、全国最低を抜け出したのが、島根（+2円）、佐賀（+1円）の両県。目安通りは、鳥取、長崎、熊本、大分の4県。残るは、高知、宮崎、沖縄の3県となっている。

高知の最低賃金審議会は20日から専門部会が始まり、25日、27日と開かれる。高知新聞の記者が県労連にも取材に訪れ、その記事が8月26日か27日の朝刊に出る予定。また、連合の審議会委員と情報交換をする中で、連合の委員も「最低でも目安+1円では頑張りたい」と表明している。

高知県の標準生計費は、高い方から全国13位。それが、全国最低とは理屈が通らない。8月25日の専門部会に合わせた昼休み集会の成功が非常に重要！

## ☆長崎+13円 677円（目安どおり）

長崎県労連は、この答申に異議があるとして、8月19日、県労連議長名で次のとおり異議申出書を提出した。8月5日、長崎地方最低賃金審議会より、中央最低賃金審議会の目安額と同額である13円の引き上げが答申された。2年連続の2桁引き上げだが、改定額677円は全国最下位レベルであり、大変遺憾。

### 【申出の内容】

- 1 本年の長崎県の最低賃金引き上げ額を13円とすることに不服です。
- 2 最低賃金は早期に時給1,000円以上に引き上げるべきです。本年については、大都市部との格差の拡大を縮めるために、少なくとも引き上げ額を19円以上とすることを求めます。

## ☆宮崎+13円 677円（目安どおり）

19日、宮崎地方最低賃金審議会（若藤芳弘会長、15人）は、宮崎県内の最低賃金（時給）を現在の664円から13円引き上げ、677円とするよう宮崎労働局の佐藤俊彦局長に答申した。労使双方から異議申し出を受け付けた後、再審議がなければ、10月下旬にも正式決定する見込み。

結局、目安通りだった。20日は街頭宣伝行動日。物価上昇分にも満たなかった問題点にふれつつ、でも、労働組合の要求を反映して13円アップした、と宣伝してくる。

## ☆鹿児島 労働局前行動・傍聴行動

18日（月）労働局まえにて座り込み。県労連：山崎 健交 労：井谷 コープ：福丸・福澤・中園 医労連：池田より、働側委員を励ます意味での行動、マイクでの訴えも交代でおこなった。自分の周りにいる方の暮らしぶりについて訴え最賃の引き上げが大事！13円の目安に1円でも上積みをと訴えた。

専門委員会は9時すぎに終了し、働側委員が私たちのところに来て、専門委員会の様子を話してくれた。「公益側が13円を提案、目安どおりで多数決をとった。働側は全員反対。最後のところで会長は企業の支払い能力にふれ、『企業が元気になることが労働者にとっても大事』といった。働側委員からは会長に対する不満もでた。『会長が公認会計士でいいのか？』と。働側は労働者の生計費で議論すべきだと言ってきたのに、腹がたつ。公益会長は中立でないといけなはず。果たして中立なのか？という言葉もでた。

「13円はやむなしかとも思うが・働側は16円の主張をしていたので、鹿児島県労連には、13円の答申に対する不服申し立てをして欲しい」といわれた。委員は私たちが主張している「専門委員会の公開について」賛成だと専門委員会の中で言った模様。委員から「使用者は反対なのはわかるが、公益委員が公開することへの自信がないのだろう。労働者委員はなんの問題もないし公開には賛成だ。これからも意見書をだして欲しい」とも言われた。

## ☆大阪 19円では納得できない、みんなの声を審議会に提出しよう

8月11日、11時より大阪地方最低賃金審議会総会で答申が行われ、大阪労連から11名が傍聴に入りました。審議会は、公益委員1名と使用者委員1名が欠席でした。冒頭、玉井金五審議会会長から「この間5回の専門部会を開催し議論を重ねてきた。しかし、使用者側と労働者側との意見に隔たりがあり、公益を代表する見解について、全会一致に至らなかった。」と経過について報告されました。

続いて審議会では、中央最低賃金審議会の目安の考え方にに基づき、19円引き上げて、大阪最低賃金時間額



838円とする公益委員見解について採決が行われ、結果は、会長を除く15名中、賛成9名、反対6名の賛成過半数で公益を代表する見解通りとなりました。（採決の詳細：賛成…公益委員4、使用者委員5、反対…労働者委員6）

労働者側からは、「スタート段階から、リビングウェッジを主張してきたが、労働側の主張が受け入れられなかったのは本当に残念。」  
「意見陳述でも、しんどい実態が出されていたが、目安を超えられなくて本当に残念。最低賃金がセーフティーネットとなり、景気を回復させるためにも、賃金を底上げさせるためにも、男女の格差を是正させるためにも、いい機会だったが本当に残念に思う。」と意見が述べられました。

採決後、大阪労連局長に審議会から大阪最低賃金時間額838円とする答申が行われました。また、その理由として、平成25年発効の大阪府最低賃金（時間額819円）は平成24年度の大阪府の生活保護費を下回っていなかったことが申し添えられました。8月26日には、大阪最賃の改訂答申に対する異議申出書の提出行動を取り組めます。

## ☆兵庫 最賃1000円に労働局前 市民集会開催

8月1日、兵庫労連は、兵庫労働局（神戸市中央区）前で最賃引き上げ・公務員の賃下げを許さない市民集会を開催しました。

強風が吹き付ける中挨拶に立った津川知久兵庫労連議長は、Bランクである兵庫県は15円の目安について、2020年までに1000円にする政府自らの目標に間に合わない。地域格差も広がる一方であり、まったく不十分。これからは地域でのたたかいに移る。奮闘しようと決意を込めて語りました。

次に中村事務局次長から兵庫の審議会が非公開であることや、審議会の労働委員が連合に独占されている問題と最賃署名が過去最高の7000筆（個人）を県内で集約したことを報告しました。また、大森順子県国公議長が今年の人勧について報告。「総合的見直し」として、地方を切り捨てようとしている。公務の賃金は民間・地域経済に波及するものであり、まともに暮らせる賃金をすべての労働者に求めようと述べました。

最賃体験をした建交労の山田マリ子さんからは食費を切り詰めた日々を告白。交通費がかかったこと、米を食べなかったことなど辛かった体験を語り、761円では生活できない、1000円以上を訴えました。最後は労働局に向かってシュプレヒコール。最賃引き上げ、中小企業支援、公務賃金引下げ反対などを唱和しました。

### —□■ お知らせとお願い

◆各単産・地方組織の取り組みを、全労連まで、お知らせください。

担当：斎藤、溝口、伊藤、阿部、平川

